

7.ひとり親家庭のサポート

part1
お考えの方へ
妊娠・出産を

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれましたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

ひとり親家庭支援センター

福岡市立ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭及び寡婦の方に対して各種の相談に応ずるとともに、就業支援講習会などを行い、ひとり親家庭等の自立を支援する福祉施設です。

対象となる方

福岡市内にお住まいのひとり親家庭の親子、寡婦。

事業内容

1 生活相談

離婚、子育て、健康、経済的なことなど、生活上の問題について相談員が相談に応じ、情報提供を行います。

2 法律相談

養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど、法律上の問題について、女性弁護士が相談をお受けします。毎週土曜日 14～16時（事前予約必要）

3 就業相談・就業支援講習会

それぞれの家庭の状況や就業経験などに応じて、相談員が適切なアドバイスを行います。また、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を目指す、「就業支援講習会」を開催しています。（例：パソコン講座各種、介護関係講座各種等）

※講習会では小学生までのお子さんの無料託児も行っています。

利用時間 火～土曜 9:00～21:00（日曜・祝日は17:30まで）

【生活相談】 利用時間と同じ

【法律相談】 土曜 14:00～16:00

【就業相談】 火・水曜 9:15～18:00、木～土曜 12:00～20:45
日曜 9:15～17:00

休館日

月曜・年末年始（12/29～1/3）

利用料金 無料

他にもひとり親家庭へ向けた様々な支援や催しを行っています。詳しくはホームページや市政だより（就業支援講習会をお知らせします）をご覧ください。



ひとり親家庭
支援センター



ひとり親家庭支援センター …… TEL092-715-8805
<http://fukspc.com>



児童扶養手当

part1 妊娠・出産を
お考えの方へ

part2 赤ちゃんが
できたら

part3 赤ちゃんが
生まれたら

part4 子どもを
預けたい

part5 お出かけしたい・
交流したい

part6 障がいのある
子どものサポート

part7 ひとり親家庭の
サポート

part8 小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

ひとり親家庭等の生活の安定を図り自立を促進するために、父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童がいる場合に支給される手当です。また、父または母が一定の障がいの状態にある場合も支給されます。

対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、障がい児については20歳未満）を監護している母（父）、または母（父）に代わって児童を養育している人に支給されます。

- ① 父母が婚姻を（事実婚を含む）を解消した児童
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）が施行令に定める程度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④ 父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑦ 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

◆次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。

- ① 母（父）が婚姻の届出はしていなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。
- ② 手当を受けようとする母（父）または養育者の住所が日本国内にないとき。
- ③ 対象児童の住所が日本国内にないとき。
- ④ 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）や少年院などに入所しているとき。
- ⑤ 手当よりも高額な国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができるとき。
- ⑥ 平成15年4月1日時点において、手当を受けられる要件に該当してから既に5年が経過しているとき。（母子のみ）
- ⑦ 定められた額以上の所得があるとき。

手当の月額（令和6年4月現在）

区分	児童1人目	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額 (1人につき)
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給	10,740円から45,490円	5,380円から10,740円	3,230円から6,440円

※所得に応じて全部支給と一部支給があります。

必要な手続き

各区保健福祉センター子育て支援課にご相談ください。



各区 子育て支援課 子ども家庭福祉係……………145ページ



ひとり親家庭等医療費助成制度

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の所得以下の方に医療費の助成を行っています。

対象となる方

市内にお住まいで、健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する方

- (1) 母子家庭の母及び児童
- (2) 父子家庭の父及び児童
- (3) 父母のない児童

※児童の18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までが対象です。

※(1)については児童の父が、(2)については児童の母が、重度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)の状態である場合を含みます。

※次の①から④に該当する方は助成を受けることができません。

- ①生活保護を受給されている方
- ②小学校就学前の乳幼児で、子ども医療費の助成を受けることができる方
- ③前年(1月から9月の認定申請の場合は前々年)の所得(一定の控除後の額)が一定額以上の方(児童扶養手当の一部支給に準拠)
- ④婚姻の届出をしていなくても、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合

助成の期間

医療費助成の開始は、次の場合を除き、申請した月の初日からです。

◆ひとり親家庭などの要件に該当した月内の申請のとき・・・要件に該当することになった日から

◆市外から転入した月内の申請のとき・・・転入日から

◆新たに健康保険に加入した月内の申請のとき・・・健康保険に加入した日から

※医療証の有効期限(原則)は、毎年9月30日までです(毎年10月に更新)。引き続き助成を受けるには手続きが必要です。

助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。

<1月あたりの自己負担額(1医療機関あたり)>

【通院】800円/月まで

ただし、高校生世代までは500円/月まで

【入院】500円/日(月7日まで)

ただし、高校生世代までは自己負担相当額を全額助成

※「高校生世代まで」・・・18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで。

※薬局での自己負担はありません。

※自立支援医療などの公費負担が適用される場合は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

※入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

必要な手続き 医療費の助成を受けるためには、申請が必要です。

◆申請先 お住まいの区の区役所・出張所保険年金担当課窓口

◆必要なもの

- ・対象者全員の健康保険証
- ・戸籍謄本
- ・児童扶養手当証書または遺族基礎年金証書など
- ・所得証明書(市外から転入した場合などに必要になることがあります。)
- ・その他必要書類(お住まいの区役所担当窓口へお問い合わせください。)

※令和6年12月2日以降、有効な健康保険証をお持ちでない場合は、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」等が必要です。



各区(出張所)保険年金担当課(係).....145ページ

part1
お考えの方へ
妊娠・出産を

part2
赤ちゃんが
できた

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

養育費に関する公正証書等 作成支援事業

養育費に関する取り決めについて、公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用等を補助します。

対象となる方

公正証書等を作成した福岡市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ①養育費取り決めに係る経費を負担していること。
- ②養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ③養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ④過去に養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金の支給を受けたことがないこと。

対象となる経費

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ・ 調停の申し立てや裁判用の収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ・ 戸籍謄本等、公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用
- ・ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

補助額

対象経費の全額（上限5万円） ※1人1回限り

必要な手続き

事前に福岡市立ひとり親家庭支援センターへ、申請に必要な書類などをお問い合わせください。その後、公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて同センターにお申し込みください。

※区役所での受付はできません。

※対象となるご本人が申請してください。



市HP



福岡市立ひとり親家庭支援センター……………TEL092-715-8805



養育費保証支援事業

養育費の取り決めにかかる保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

対象となる方

保証会社と養育費保証契約を締結した福岡市にお住いのひとり親家庭の母又は父で、次の要件をすべて満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- ③ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること
- ④ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ⑤ 過去に養育費の保証支援事業補助金の支給を受けたことがないこと

対象となる経費

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

補助額

対象経費の全額（上限5万円） ※1人1回限り

必要な手続き

事前に福岡市立ひとり親家庭支援センターへ、申請に必要な書類などをお問い合わせください。その後、養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、必要書類を揃えて同センターにお申し込みください。

※区役所での受付はできません。

※対象となるご本人が申請してください。

part1
お考えの方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれましたら

part4
預けたい
子どもを

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



ひとり親家庭支援センター……………TEL092-715-8805

ひとり親家庭等日常生活支援事業

part1 妊娠・出産をお考えの方へ
part2 赤ちゃんができたなら
part3 赤ちゃんが生まれたなら
part4 子どもを預けたい
part5 お出かけしたい、交流したい
part6 障がいのある子どものサポート
part7 ひとり親家庭のサポート
part8 小学生以上の子どものサポート
part9 相談窓口

ひとり親家庭の方が、①就職活動や一時的な疾病（感染症を除く）、事故、冠婚葬祭、学校行事参加などのために、一時的に家事援助等の生活援助や保育サービスが必要なとき、②未就学～小学生までのお子さんがある家庭で残業のため保育サービスが必要なときに家庭生活支援員（ホームヘルパー2級等の資格を持ち、子育て支援研修を修了し、ひとり親家庭支援センターに登録している人）を派遣します。利用は①②とも原則として年20回を限度に行います。

対象となる方

母子家庭、父子家庭及び寡婦

支援の内容

- ・ 乳幼児、児童の保育
- ・ 食事の世話
- ・ 住居の掃除
- ・ 身の回りの世話
- ・ 就寝の世話
- ・ 生活必需品等の買い物 など



利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯または市民税非課税世帯	0円	0円
生計中心者の前年(1月から7月までの間にあっては、前々年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額未満の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については、児童数により費用負担が変わります。

必要な手続き

住民票など関係書類を添えて事前登録が必要です。

ひとり親家庭支援センターにて申し込み

地域や日時、支援内容、世帯状態によっては派遣できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(月曜日、12/29～1/3を除く、
9:00～21:00 日祝日 9:00～17:30)



市HP



問合せ先

ひとり親家庭支援センター……………TEL092-715-8805

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父または20歳未満の児童が、就職につながる能力開発のために高卒認定試験合格対策講座を受講開始した時、修了した時及び合格した時に、支払った受講料の一部を助成します。

対象となる方

- ① ひとり親家庭の親又は児童（受講開始時・修了後・合格後の支給申請時点で20歳未満）で福岡市内に住所を有すること
- ② 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ③ 高卒認定試験の合格が適職に就くために必要であると認められること
- ④ 大学入学資格を取得していないこと
- ⑤ 過去に高卒認定試験合格支援事業の給付金を受けたことがないこと

対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）
（高等学校等就学支援金制度の支給対象となる講座は対象外）

支給額

- 通信制
 - ①開始時は対象講座経費の40%（上限10万円）
 - ②修了時は対象講座経費の10%（①と併せて上限12万5千円）
 - ③合格時は対象講座経費の10%（①②と併せて上限15万円）
- 通学制（通信制との併用含む）
 - ①開始時は対象講座経費の40%（上限20万円）
 - ②修了時は対象講座経費の10%（①と併せて上限25万円）
 - ③合格時は対象講座経費の10%（①②と併せて上限30万円）

必要な手続き

受講開始前に申請書を受付窓口に提出し、あらかじめ講座の指定を受けてください。



市HP



各区 子育て支援課 家庭児童相談室……………136ページ

ひとり親家庭自立支援給付金事業



自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が能力開発のために資格などを取得する際、その受講料の6割に相当する額年間上限200,000円×上限4年を支給します。

(※専門実践教育訓練給付金の対象講座のみ年間上限400,000円×上限4年)

対象となる方

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父で福岡市内に住所を有すること
- ② 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ③ 自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと
- ④ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること

対象となる講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※講座を受講開始する前に、給付金の申請書を提出し、あらかじめ講座の指定を受ける必要があります。

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父（ただし、父は平成25年度以降に修業を開始した者）が、看護師などの高度な資格を取得するために養成機関で修業する場合、その全期間（上限4年）について、市民税非課税世帯には月額10万円（修学最終年14万円）、課税世帯には7万500円（修学最終年11万5000円）の促進給付金を支給します。さらに、市民税非課税世帯で、扶養する子の人数が3人以上の場合、3人目以降1人につき月額1万円を加算して支給します。

対象となる方

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父で福岡市内に住所を有すること
- ② 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ③ 養成機関において、6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- ⑤ 訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる資格・講座

看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・栄養士・理容師・きゆう師・はり師・柔道整復師・歯科技工士・助産師・言語聴覚士・臨床工学技士・精神保健福祉士・2級自動車整備士

専門実践教育訓練給付の指定講座・特定一般教育訓練給付の指定講座・一般教育訓練給付の指定講座（教育訓練給付制度検索システムの「情報関係」分野に限る）

※上限4年の支給には条件があります。

※原則、対象は通学制講座ですが、働きながら資格取得を目指す場合は、通信制講座等も対象となる場合があります。詳しくは問合先にお尋ねください。



各区 子育て支援課 家庭児童相談室……………136ページ



高等職業訓練促進資金貸付制度

入学準備金・就職準備金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す、ひとり親家庭の親に対して「入学準備金・就職準備金」をお貸しする制度です。

対象となる方

市内に居住する、高等職業訓練促進給付金の受給者

※ハローワークの専門実践教育訓練給付金等他の給付金を受給する場合は本貸付の対象とならないことがあります。

貸付額

入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内

金利

保証人を立てる場合は、無利子（保証人を立てない場合は年1%）

免除

養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内で5年間勤務した場合は全額免除



福岡市社会福祉協議会 TEL092-751-1121

住宅支援資金

就労のための自立支援プログラムを受けられている方を対象に、「住宅支援資金」をお貸しする制度です。

対象となる方

市内に居住する、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

貸付額

入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）の12か月の範囲内

金利

無利子

免除

就業していない方が貸付を受けた時は、貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続した場合。就業している方が貸付を受けた時はより高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続した場合。



こども未来局 こども家庭課 TEL092-711-4238

part1 妊娠・出産をお考えの方へ

part2 赤ちゃんができたなら

part3 赤ちゃんが生まれたら

part4 子どもを預けたい

part5 お出かけしたい・交流したい

part6 障がいのある子どものサポート

part7 ひとり親家庭のサポート

part8 小学生以上の子どものサポート

part9 相談窓口

母子父子寡婦福祉資金貸付金

part1
妊娠・出産を
お考えの方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉の増進を図るため、修学資金など12種類の資金を原則、無利子でお貸しする制度です。

対象となる方

- ①母子家庭の母及び母子家庭の母が扶養する20歳未満の児童
- ②父子家庭の父及び父子家庭の父が扶養する20歳未満の児童
- ③父母のいない児童またはこれに準ずる児童
- ④寡婦及び寡婦が扶養する20歳以上の子

主な貸付金

●就学支度資金

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦が現に扶養している児童（子）が、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院へ入学もしくは、修業施設へ入所する際に必要な入学金等にあてるための資金です。

●修学資金

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦が現に養育している児童（子）が、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院に就学する際に必要な授業料等にあてるための資金です。

貸付要件

貸付金毎に貸付要件（所得制限など）を定めています。また、一部の資金には、連帯保証人が1名必要です。詳しくは、各区子育て支援課（家庭児童相談室）にご確認ください。

必要な手続き

各区保健福祉センター子育て支援課（家庭児童相談室）にて相談および手続きの受付を行っています。



市HP



各区 子育て支援課 家庭児童相談室……………136ページ

part1
お考えの方へ
妊娠・出産を

災害遺児手当

part2
赤ちゃんが
できたら

交通・労働・不慮の災害により、父母またはそのいずれかを失った（重度障がい者となった場合を含む）義務教育修了前の児童を扶養している保護者に手当を支給し、児童の健全育成および福祉の増進を図っています。

対象となる方

交通・労働・不慮の災害により、父母またはそのいずれかを失った（重度障がい者となった場合を含む）義務教育修了前の児童を扶養している保護者で、市内に住所を有する方。所得制限はありません。

part3
赤ちゃんが
生まれたら

手当の月額

児童1人につき4,000円

part4
子どもを
預けたら

必要な手続き

災害遺児手当を受けるためには申請が必要です。

各区保健福祉センター子育て支援課にて相談および手続きの受付を行っています。

part5
お出かけしたい・
交流したい



市HP

part6
障がいのある
子どものサポート



part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



各区 子育て支援課 子ども家庭福祉係……………145ページ